

重要事項説明書

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業(第1号事業)

第1条 (企業理念)

「高齢者の尊厳と自立を守る」という企業理念のもと、いかなる場合においても「お客様第一主義」を原則とした訪問介護サービスの提供に努めます。

第2条 (訪問介護サービス)

訪問介護サービスは、お客様の居宅(自宅)にサービス従事者を派遣して、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

第3条 (運営の方針)

地域との結びつきを重視し、他の居宅サービス従事者は、保険医療サービス・医療福祉サービス及び関係市町村との密接な連携を図りつつ、お客様の心身の状況やその他おかれている環境等を踏まえて、そのお客様が可能な限りその居宅(自宅)において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般の援助を行います。

第4条 (事業者の概要)

1. 法人名 株式会社 おおこし
2. 法人所在地 千葉市美浜区幕張西 6-18-7
3. 代表者名 代表取締役 大越崇司

第5条 (営業日および営業時間)

サービスの受付 月曜日～金曜日

営業時間 8:30～17:30 電話等により、管理者及びサービス提供責任者に24時間常時連絡が可能な体制とします。

(注)サービス提供時間は、事前に居宅介護支援事業者等により計画された居宅サービス計画に基づくものとし、原則として緊急に依頼されたサービス提供をお受けすることはできません。

第6条 (サービスを提供する事業者の概要)

1. 事業所名 訪問介護いろは
2. 所在地 千葉市若葉区東寺山町 1067-1
3. 電話番号 043-251-1888
4. 指定事業所番号 1270403064
5. サービス実施地域 基本実施地域:千葉市・大網白里市(但し基本実施以外でもサービス提供可能)

第7条 (当事業所の職員体制)

管理者

サービス提供責任者

サービス従事者(介護福祉士・ヘルパー2級以上)

事務員

第8条 (利用料金)

1. サービスの利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費(介護報酬)に準拠した金額となります。
2. 公的介護保険が適用される場合、お客様は、原則として利用料金の1割又は2割・3割の負担となります。但し、給付限度額を超えた分のサービスは、全額お客様の負担となります。
3. 給付制度を受けた場合、居宅サービス計画を作成していない場合、その他「償還払い」となる場合は、サービス利用料金の全額をお支払い頂きます。後日、領収書を保険者(市区町村)の窓口にて提示して承認された後、お客様には、お客様負担分を除いた金額が払い戻されます。
4. 訪問介護サービスの利用について、公的介護保険が適用される場合は、消費税はかかりません。(介護保険適用とならないお客様は、利用料金全額が自己負担となり、別途消費税がかかります。)
5. 介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、料金体系は、介護給付費(介護報酬)に準拠するものとします。(別紙1参照)

第9条 (交通費その他の費用等)

1. サービス従事者がお客様宅を訪問する際にかかる交通費については、第6条に記載する実施地域にお住まいの方は無料になります。それ以外の方は別途実費を頂く場合があります。
2. 買い物、外出介助、通院などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則としてお客様にご負担頂きます。(サービス従事者分の公共交通機関実費分を含む)

第10条 (サービスのキャンセル)

1. お客様がサービスの利用中止(キャンセル)をする際は、速やかにご連絡下さい。
2. お客様の都合によりサービスをキャンセルする場合には、サービス利用の24時間前までにご連絡下さい。その時間を過ぎますとキャンセル料を申し受けることとなりますのでご承知下さい。

| | |
|------------------------------|------|
| ご利用日の1営業日(24時間)前までに連絡があった場合 | 無料 |
| ご利用日の1営業日(24時間)前までに連絡がなかった場合 | 50% |
| ご連絡がなかった場合(当日キャンセル含む) | 100% |

(注) お客様の様態急変、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は頂きません。

第11条 (サービス内容)

1. 介護保険法令に定める下記のサービス区分の中から、計画に基づき指定された時間帯にサービスを提供します。

《身体介護》 お客様の身体に直接接触して行う介助サービス、お客様と共にを行う自立支援のためのサービス等

- ① 排泄介助 : トイレ・ポータブルトイレへの移動・オムツ交換・失敗への対応等
- ② 食事介助 : 配膳・食事姿勢の確保・摂食介助・水分補給等
- ③ 専門的調理 : 流動食・糖尿病食などの特別食(医療食・療養食)の調理
- ④ 清拭 : 清潔保持のための身体拭き
- ⑤ 入浴介助 : 手浴・足浴・全身浴の介助・浴室への移動・洗髪・使用物品の片付け等
- ⑥ 整容介助 : 日常的な見繕いの整え(洗面・口腔ケア・爪切り・耳掃除・髪の手入れ)
- ⑦ 更衣介助 : 着替えの準備・手伝い
- ⑧ 体位変換 : 体位の変換・安楽な姿勢の確保等
- ⑨ 移動・移乗の介助 : 車椅子への移動の介助・補装具等の確認
- ⑩ 通院・外出介助 : 病院等、目的地への移動
- ⑪ 起床・就寝介助 : ベッドからの移動・ベッドへの移動・布団の片付け等
- ⑫ 服薬介助 : 配剤された薬の確認・服薬の手伝い・後片付け等
- ⑬ 自立支援のための見守りの介助 : 安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り

《生活援助》 日常の援助、お客様ご本人やご家族が行う事が困難な場合に行われる
本人の代行的サービス

- ① 掃除 : 居室内やトイレ、卓上等の清掃・ごみ出し・後片付け
- ② 洗濯 : 洗濯機又は手洗いによる洗濯・洗濯物の乾燥・取り入れ・収納等
- ③ ベッドメイク : お客様のいないベッドでのシーツ交換・布団カバーの交換等
- ④ 衣類の整理・衣服の補修 : 衣類の入れ替え・ボタン付け・破れの補修等
- ⑤ 調理 : 一般的な調理・配下膳
- ⑥ 買い物 : 日用品の買い物・品物、つり銭の確認
- ⑦ 薬の受け取り

第12条 (サービスの変更・追加)

お客様からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりお客様の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

第13条

1. 訪問介護サービスの実施に関する指示・依頼は、全てサービス提供責任者が行います。
但し、サービス提供責任者は、訪問介護サービスの実施にあたってお客様の事情・意向等に十分配慮致します。
2. 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますのでご承知下さい。
3. サービス提供の際の事故及びトラブルを避ける為、次の事項にご留意下さい。
 - ① サービス従事者は、医療行為を行う事はできません。
 - ② サービス従事者は、生活援助として行う買い物等、サービス提供上必要不可欠な場合を除き、現金をお預かりすることはございません。
(お預かりする場合でも小額の金銭とし必ず金額等に関してご確認・ご了承頂いております)

- ③ サービス従事者は、預金通帳・キャッシュカード・印鑑・年金証書その他有価証券等をお預かりすることはありません。
- ④ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のご配慮はご遠慮させていただきます。

第14条 (居宅介護支援事業者等との連携)

- 1. お客様の要望により居宅サービス計画の変更が必要な場合は、お客様に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行います。
- 2. 訪問介護サービスを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

第15条 (サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

- 1. 当事業所の訪問介護サービスに関するご相談・苦情及び要望については、下記の窓口にて対応致します。

受付担当者 サービス提供責任者 佐々木明子

受付時間 8:30～17:30

電話番号 043-251-1888

- 2. その他 当事業所以外の苦情窓口

| | | |
|--------------|-----------------|--------------|
| 第三者機関(千葉市) | 保健福祉局高齢障害部介護保険課 | 043-245-5064 |
| 第三者機関(大網白里市) | 高齢者支援課介護保険班 | 0475-70-0309 |
| 他、別紙2参照 | | |

第16条 (利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

あり (実施年月日) 結果の公表(あり・なし)

なし

第17条 (サービス従事者の義務)

サービス事業者は、サービスの提供にあたってお客様の生命・身体及び財産の安全に配慮するものとします。

以上、訪問介護サービスの提供にあたり、上記の通り重要事項について説明しました。

本契約を証するため、本書を二通作成し、お客様及び当事業所双方が記名・押印の上、各一通を保管するものとします。

重要説明事項授受確認書

訪問介護サービスの提供にあたり、利用者に対し契約書及び重要事項説明書(契約書別紙)に基づいて契約に必要な重要事項を説明致しました。

事業所

住 所 千葉市若葉区東寺山町 1067-1

名 称 訪問介護 いろは

説明者 訪問介護サービス提供責任者 ⑩

私は、契約書及び重要事項説明書(契約書別紙)に基づいて、事業所から訪問介護サービスについて重要な事項の説明を受け、了承致しました。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名 ⑩

代理人

住 所

氏 名 ⑩

緊急連絡表

作成日 年 月 日

| | | | | | |
|-------|------|----------|--------------|----------------------------------------|--------|
| ご利用者様 | ふりがな | | | | |
| | 氏名 | 男・女 | ご入居日 生年月日 | 令和 年 月 日 明治・大正・昭和・平成 | 日 歳 |
| | 住所 | 〒 - | | | |

| | 氏名 | 続柄 | 住所 | 電話 | 緊急連絡優先順位 |
|---------|----|----|----|-----------|----------|
| ご家族様連絡先 | 様 | | 〒 | TEL 携帯 | |
| | 様 | | 〒 | TEL 携帯 | |
| | 様 | | 〒 | TEL 携帯 | |

| | 病院名 | 主治医 | 電話 | 備考 |
|------|-----|-----|----|----|
| 医療機関 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | 事業所名 | 介護支援専門員名 | 電話 | 備考 |
|---------|------|----------|----|----|
| 居宅支援事業者 | | | | |
| | | | | |

備考

訪問介護 料金表

☆生活援助のみ利用した場合☆

| サービス内容 | 基本単位数 | 利用料金 | |
|-----------------------|--------|---------|---------|
| | | 利用者1割負担 | 利用者2割負担 |
| 生活援助2 (20分以上45分未満) | 179 単位 | 242 円 | 484 円 |
| 生活援助3 (45分以上) | 220 単位 | 298 円 | 595 円 |

☆身体介護のみ利用した場合☆

| サービス内容 | 基本単位数 | 利用料金 | |
|-----------------------|--------|---------|---------|
| | | 利用者1割負担 | 利用者2割負担 |
| 身体介護01 (20分未満) | 163 単位 | 221 円 | 442 円 |
| 身体介護01・夜 (20分未満) | 204 単位 | 277 円 | 553 円 |
| 身体介護1 (20分以上30分未満) | 244 単位 | 331 円 | 661 円 |
| 身体介護2 (30分以上60分未満) | 387 単位 | 524 円 | 1,048 円 |
| 身体介護3 (60分以上90分未満) | 567 単位 | 767 円 | 1,534 円 |

☆身体介護に引続き生活援助も併せて利用した場合☆

| サービス内容 | 基本単位数 | 利用料金 | |
|--------------------------------------------|--------|---------|---------|
| | | 利用者1割負担 | 利用者2割負担 |
| 身体1生活1 (身体20分以上30分未満) (生活20分以上45分未満) | 309 単位 | 418 円 | 836 円 |
| 身体1生活2 (身体20分以上30分未満) (生活45分以上70分未満) | 374 単位 | 506 円 | 1,012 円 |
| 身体2生活1 (身体30分以上60分未満) (生活20分以上45分未満) | 452 単位 | 611 円 | 1,222 円 |
| 身体2生活2 (身体30分以上60分未満) (生活45分以上70分未満) | 517 単位 | 700 円 | 1,399 円 |
| 身体3生活1 (身体60分以上90分未満) (生活20分以上45分未満) | 632 単位 | 856 円 | 1,711 円 |

☆ 訪問介護処遇改善加算は、利用単位合計の22.4%負担となります。

☆ 介護保険利用負担金は、利用単位合計と処遇改善加算の計に、
千葉県地域加算11.05を乗算した1割、2割もしくは3割となります。

訪問介護相当サービス

| サービス名称 | サービス内容 | 基本利用料 | 利用者負担 | |
|--------------------------------|-------------------------|------------|---------|----------|
| | | | (1割) | (2割) |
| 訪問型独自サービス11 | 週1回程度 事業対象者、要支援1・2 | 15,900 円/月 | 1,590 円 | 3,180 円 |
| 訪問型独自サービス12 | 週2回程度 事業対象者、要支援1・2 | 31,768 円/月 | 3,177 円 | 6,354 円 |
| 訪問型独自サービス13 | 週2回を超える程度 事業対象者、要支援2 | 50,409 円/月 | 5,041 円 | 10,082 円 |
| 訪問型独自サービス21 | 週1回程度 事業対象者、要支援1・2 | 3,878 円/回 | 388 円 | 776 円 |
| 訪問型独自サービス22 (20分以上45分未満の場合) | 生活援助が中心である場合 | 2,419 円/回 | 242 円 | 484 円 |
| 訪問型独自サービス23 (45分以上の場合) | 生活援助が中心である場合 | 2,972 円/回 | 298 円 | 595 円 |

(訪問介護処遇改善加算は、利用単位合計の22.4%負担となります。)

☆ 初回加算 200単位/月

☆ 介護職員処遇改善加算Ⅱ

☆ 介護保険利用負担金は、利用単位合計と処遇改善加算の計に、
千葉県地域加算11.05を乗算した1割2割もしくは3割となります。

別紙2

| | | |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 千葉県運営適正化委員会 | 所在地 | 千葉市中央区千葉港4番3号 千葉県社会福祉センター5階 福祉サービス利用者サポートセンター |
| | 電話番号 | 043-246-0294 |
| | FAX | 043-246-0298 |
| | 利用時間 | 9:00~17:00 月~金(土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)休み) |
| | Email | support@chibakenshakyo.com |
| 千葉市介護保険課 | 千葉市介護保険管理課 | 043-245-5064 043-245-5061 043-245-5206 043-245-5068 |
| 各区高齢障害支援課 介護保険室 | 若葉区介護保険室 | 043-233-8264 |
| | 中央区介護保険室 | 043-221-2198 |
| | 稲毛区介護保険室 | 043-284-6242 |
| | 緑区介護保険室 | 043-292-9491 |
| | 花見川区介護保険室 | 043-275-6401 |
| | 美浜区介護保険室 | 043-270-4073 |
| 大網白里市 | 介護保険班 | 0475-70-0309 |
| | 地域包括支援センター | 0475-70-0439 |
| 四街道市 | 福祉サービス部 高齢者支援課 高齢者福祉係・包括ケア係 | 043-421-6128 |
| 福山市 | 介護保険課 | 084-928-1166 |
| 勝浦市 | 介護保険課 | 0470-73-6617 |
| 市原市 | 保健福祉部 高齢者支援課 | 0436-23-9873 |
| 東京都板橋区 | 介護保険苦情相談室 | 03-3579-2079 |
| 船橋市 | 健康・高齢部 介護保険課 | 047-436-2304 |

※各お問合せ先は、組織編制・変更等により随時変更する場合があります。